

掛川市告示第22号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供する。

令和7年3月28日

掛川市長 久保田 崇

1 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所2階 資産税課

掛川市三俣620番地 大東支所1階 市民窓口係

掛川市大淵100番地 大須賀支所1階 市民窓口係

2 期間

令和7年4月1日から6月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで